



1/602

2016年11月22日

野洲市長
山仲 善彰 殿

〒
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

山川 晋

[公開質問状]

(仮称) 野洲市民病院整備事業について

野洲市は、平成28年8月19日(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会を開催され、平成28年11月1日にはコミュニティセンターやすにおきまして、「第2回(仮称)野洲市民病院整備運営評価委員会」を開催されました。これらの会議に出された資料を基に公開質問をさせていただきます。

私は、この(仮称)野洲市民病院整備事業を全面的に否定するというものではありません。野洲市民にとって病院整備は必要なものであることは、もとより承知いたしております。市民の健康と医療を守ることは野洲市にとって最も重要な施策の一つと思いますが、市民生活が脅かされずに整備され、また安定した円滑な病院運営が末永く持続されてこそ市民にとって最良の病院整備事業と考えています。

以上のことから前述の会議で配布された資料により以下の質問を致しますのでお答えをいただきたく存じます。なお、この公開質問はご回答頂いた後、質問とご回答を合わせて報道機関に公開いたしますとともに、市民に対しても公表する予定であります。

記

1. 「平成28年度公立病院の新設・建替等に関する調書2」の病院機能のあり方の方向性の説明の中に、「湖南地域の特徴としては、今後20年間は引き続き人口が増加する推計となっており」、「急性期病床を、100床まで減床したうえでこれを維持する理由については、若年・壮年人口の維持が見込まれていることや」とありますが、総務省が発表した国勢調査の確定値によると、県内の人口増加率は0.15%にとどまり、県は大きな変化がなければ、次回調査では減少に転じる見込みとしているとの事です。県内19市町で、人口増となったのは、草津市、守山市、栗東市、大津市、彦根市、愛荘町の5市1町でありました。野洲市においては、増減率が-0.12%となり湖南地域4市の中で唯一減少に転じました。

このことから長期的な収支計画の見直しが必要不可欠と考えますが如何お考えなのかお伺い致します。

2. 医療費抑制が国の方針である中で、診療報酬が今後10年間下がらないという理由をお伺いします。因みに、標榜診療科について、過去10年間の診療報酬に関わる保険点数の推移をお尋ね致します。
3. 「現・野洲病院の建物及び土地は病院事業の財産と一旦なるが、新・病院に移転後、旧建物を除却する費用、除却後の土地を病院事業として処分した場合の収入が計上されることとなる。」との説明ですが、当初、市立病院化した時点で土地の取得費が未計上なのは、おそらく、現・野洲病院の建物の大部分の底地の所有者が野洲市となっているため、市から病院事業会計へ寄付されるものと考えますが、現・野洲病院敷地内の市有地については、市から病院事業会計へ寄付という手法ではなく、野洲駅南口の市有地と同様、独立採算で処理される病院企業会計で買い取るべきと考えますが如何お考えなのかお伺い致します。
4. 「現・野洲病院の建物の除却後、土地を病院事業として処分した場合の収入が計上されることとなる。」との説明で、土地売却収益を409,140千円と見込まれておられますが、病院敷地の売却は不確定な要素が多く含まれます。現時点で売却収益を計上すべきでないと考えますが如何お考えなのかお伺い致します。
5. 「現・野洲病院の旧建物を除却する費用を、病院事業として計上されることとなる。」との説明で、除却費を462,460千円見込まれていますが、本来、現・野洲病院の建物は、現・野洲病院自らが除却すべきと考えます。建物の無償譲渡を受けて、その除却費を見込む必要性を問います。
6. 「野洲市は現・野洲病院に対して、平成30年度時点において、約225,561千円の債権を有する予定である」とのことですが、現・野洲病院が解散時に存する現金・預金については、先ずその全額を野洲市の債権（貸付金）の残金返済に充てるべきであると考えますが如何お考えなのかお伺い致します。
7. 病院整備事業推進のための具体的方策の中に、駐車場の効率的整備のための具体的方策として、総合的に見て駐車場整備の基本的な考え方であった駐車場事業会計で整備するよりも、病院事業会計で整備した方が有利だと判断されました。駐車場整備の方法として病院事業債によって整備され、起債充当率100%、一般会計繰入50%、交付税措置25%とされておられますが、この駐車場は、文化ホールや商業施設等の利用者が使用できることとなっているため、全体の事

業費に対し病院事業債 100%の借入が可能なのかお伺い致します。

8. 現・野洲病院から無償で包括的に譲渡される資産・負債の換価価値の粗い試算の中に、退職金或いは引当金が負債に計上されていませんが、既に支払われた後の粗い試算なのかお伺い致します。

遅くとも平成 28 年 12 月 7 日までに、文書をもってご回答お願い申し上げます。
なお、ご回答書は私共の住所宛郵送頂ければ幸甚に存じます。